

平成26年法改正特許法における 特許異議申立制度について

星 野 昌 幸*

抄 録 特許法等の一部を改正する法律（平成26年法律第36号）により、今般、特許異議申立制度が創設され、平成27年4月1日に施行された。特許異議申立制度は、特許付与後の一定期間に限り、広く第三者に特許付与後の見直しの機会を与え、早期に特許の安定化を図る制度である。その実現のため、全て書面審理としてユーザーへの負担を軽減し、取消決定に対する訴えの被告の特許庁長官とすることで、無効審判より第三者が参加しやすくし、さらに訂正請求があった場合の特許異議申立人への意見提出機会の付与などを行うこととした。本稿においては、特許異議申立制度の概要に加え、特許異議申立制度の新設に伴い改正された無効審判の請求人適格についても触れつつ、実務上の留意点等を交え紹介する。

目 次

1. はじめに
2. 特許異議申立制度の概要について
 2. 1 特許異議の申立て
 2. 2 特許異議の申立ての審理
 2. 3 取消理由通知
 2. 4 特許権者からの訂正の請求
 2. 5 特許権者による意見書又は訂正請求書の提出期間経過後の審理
 2. 6 取消理由通知（決定の予告）
 2. 7 特許異議の申立てについての決定
 2. 8 指定期間
3. 特許異議の申立てと他の審判との関係
 3. 1 特許異議の申立てと特許無効審判が同時係属した場合の審理
 3. 2 特許異議の申立てと訂正審判が同時係属した場合の審理
4. 無効審判における請求人適格
 4. 1 特許無効審判における利害関係人
 4. 2 特許無効審判における利害関係の審理
5. おわりに

1. はじめに

特許異議申立制度は、特許付与後の一定期間

に限り、広く第三者に特許の見直しを求める機会を付与し、申立てがあったときは、特許庁自らが当該特許処分の適否について審理し、当該特許に瑕疵があるときは、その是正を図ることにより、特許の早期安定化を図る制度である。特許法等の一部を改正する法律（平成26年法律第36号）¹⁾（以下、「特許法等改正法」という）により創設され、平成27年4月1日に施行された。

強く安定した権利の早期設定のための制度については、産業構造審議会知的財産分科会（平成25年9月11日開催）において取りまとめられた「強く安定した権利の早期設定及びユーザーの利便性向上に向けて」の報告書²⁾には、特許庁の職権審理のみに依存することなく、特許異議申立人の意見を述べる機会を適切に取り入れ、効率的な審理による最終的な判断を速やかに出せるようにすることが重要であるとし、①特許異議申立制度と特許無効審判制度の趣旨及

* 特許庁 審判部審判課審判企画室 課長補佐
Masayuki HOSHINO

び性格付けの違い，②特許異議申立制度の使い易さと濫用防止とのバランス，③運用上の工夫による特許異議の申立ての魅力の向上，等を踏まえ制度設計を行うことが適切とされた。

この報告を受け，法制局審査，国会審議等を経て，上述の特許法等改正法により，今般の特許異議申立制度が創設されることとなった。

本稿においては，この特許異議申立制度について，その法定事項および運用事項について解

説し，特許異議申立制度の新設に伴い改正された無効審判の請求人適格についても触れつつ，実務の留意点等を交え紹介することとする。

2. 特許異議申立制度の概要について

2. 1 特許異議の申立て

(1) 申立ての期間，申立ての理由

特許異議の申立ては，特許掲載公報発行の日

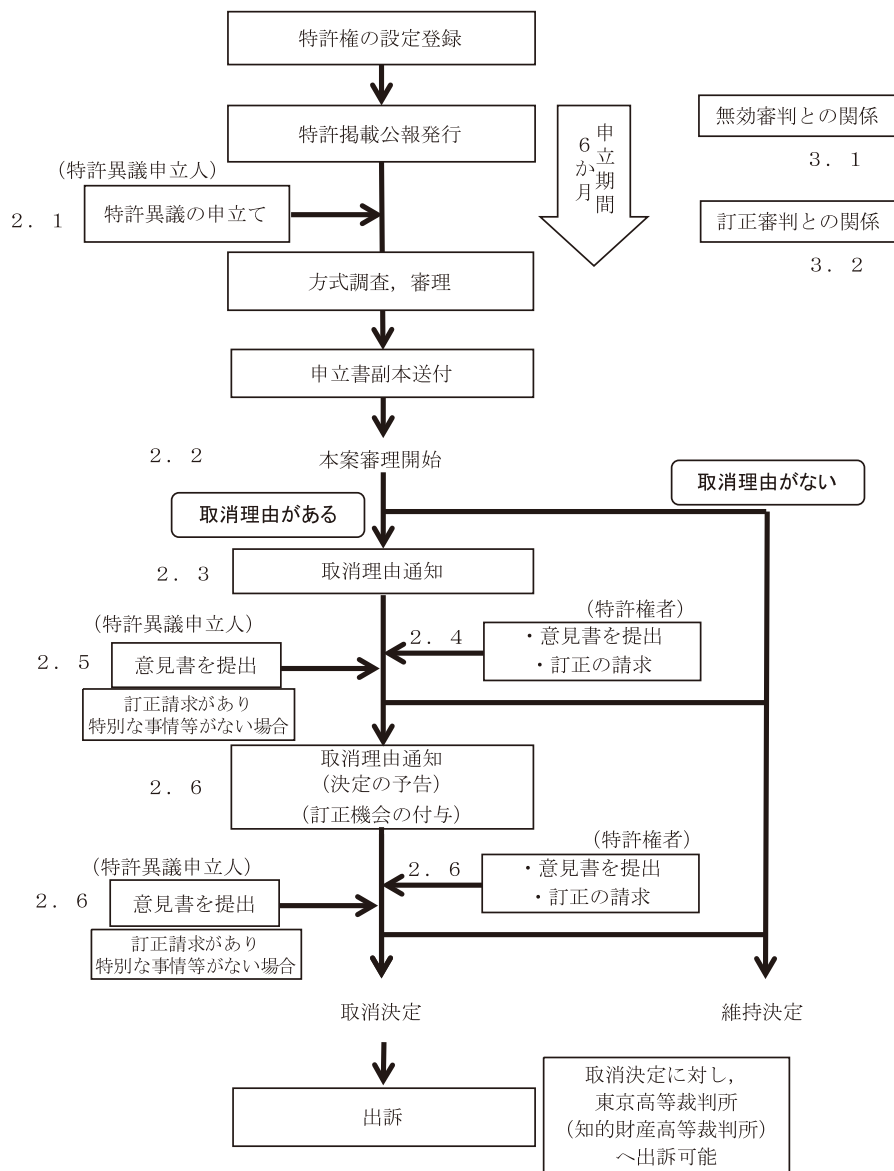


図1 特許異議の申立てのフロー

から6月以内に限り、何人もすることができる(特§113①柱書³⁾)。また、申立ての理由については以下に挙げられている公益的事由に限られており(特§113①各号)、権利帰属に関する事由、形式的事由など下記以外の事由を理由とすることはできない。

《特許異議の申立ての理由 特§113》

①第1号関係

新規事項違反(外国語書面出願を除く)
(特§17の2③)

②第2号関係

外国人の権利享有違反(特§25)
特許要件違反(特§29, §29の2)
不特許事由(特§32)
先後願違反(特§39①から④まで)

③第3号関係 条約違反

④第4号関係

記載要件違反(特§36④一, ⑥(四を除く))

⑤第5号関係

外国語書面出願の原文新規事項違反

(2) 特許異議申立書

申立ては、特許異議申立書に ①特許異議申立人及び代理人の氏名住所 ②申立てに係る特許の表示、つまり、対象となる特許番号と請求項 ③特許異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示を記載して行う(特§115①)。

①の記載が必要なことから匿名での申立てはできない。②に記載された請求項以外は審理されず(特§120の2②)、後述のとおり③の記載に基づいて審理がされ、特許異議申立期間が経過する時又は取消理由の通知がある時のいずれか早い時までを除き、要旨を変更する補正は認められない(特§115②)ので、よく検討の上記載することが必要である。

特許異議の申立ての手数料は、16,500円に、②に記載した請求項の数に2,400円をかけた額

を加えた額である。

(3) 申立て後の手続など

申立てがあると、異議事件番号がはがきにより特許権者⁴⁾と特許異議申立人ともに通知される。

申立ての取下げは、取消理由の通知後はすることができないが(特§120の4①)、取消理由の通知までは、申立ての全体の取下げ及び請求項ごとの取下げ(特§120の4②)を、取下書又は手続補正書によりすることができる。

申立てが特許異議申立期間後のもの、申立ての理由の記載がないものなど、補正ができない不備のある申立ては、答弁書を提出する機会をあたえないで合議体が決定をもって却下する(特§120の8①→§135)⁵⁾。この決定に対しては不服を申し立てることができない(特§120の8②→§114⑤)。

不備が補正できるものである場合には補正命令がされる(特§120の8①→§133①)。不備が解消した後、特許権者に対して特許異議申立書の副本が送付される。

2. 2 特許異議の申立ての審理

(1) 審理の開始

特許異議の申立ての審理は、原則、特許異議申立期間の経過を待って、また複数の特許異議の申立てがされたときは併合して、審理が開始される。これは、特許権者の答弁負担を考慮し、効率的な審理を行うためであるが、特許権者から、特許異議申立期間の経過前に審理することを希望する旨の上申書が提出されたときは、例外的に、特許異議申立期間の経過前に審理が開始される。

(2) 審理の対象

審理の対象は、特許異議の申立てがなされた請求項に限られる(特§120の2②)。特許異議申立人が申し立てている理由とその証拠とに基

づいて審理が行われる。

もっとも、職権により、特許異議申立人が申し立てていない理由についても審理されることがあり（特§120の2①）、具体的には、特許異議申立人が提出していない証拠の採用、適用条文の変更等が挙げられる。特許異議申立人が申し立てていない証拠を採用する場合として、より具体的には、以下の場合が挙げられる。

特許異議申立人が申し立てていない証拠の採用

- ①特許異議申立人が提出した証拠A、Bに加えて、審査において提示された証拠Cを取消理由の根拠として用いる場合
- ②特許異議申立書により申し出た証拠に基づく進歩性等の取消理由を裏付ける証拠（技術分野の技術常識を示す文献等）や特許異議の申立ての理由となった記載要件違反を立証するための証拠を補足するため、職権調査により発見した証拠を用いる場合

また、刊行物等提出書で提出された文献であって、特許異議申立期間経過後に提出されたものは、証拠として採用されない。

これは、①特許異議申立期間を特許掲載公報発行の日から6月以内に限定し（特§113①）、②特許異議申立書に請求の理由の記載を求めたこと（特§115①三）及び③当該期間経過後は特許異議申立書の補正に制限を設けていること（特§115②）を考慮したものである。

(3) 審理の方式

審理は全て書面審理で行われる（特§118①）。ただし、証人尋問等の証拠調べの実施の際に、出頭が求められる場合はある。また、面接等については以下のとおりである。

1) 特許権者から面接の要請があった場合、審

理期間中少なくとも一度、合議体（審判官）により面接が行われる。また、合議体が必要と認める場合には、合議体から、特許権者に対し面接が要請されることがある。合議体と特許権者との面接には、特許異議申立人は同席することはできない。

2) 特許異議申立事件は無効審判のような対立構造ではなく、合議体（審判官）と特許権者との間で手続が進められるものであるから、特許異議申立人との面接は行われない。

ただし、取消理由の検討に当たり、特許異議申立書の記載について、合議体（審判官）が技術説明を求める必要があると判断したときに限り、特許異議申立人との間で面接が行われることがある。なお、特許異議申立人との間で面接が行われたときは、その旨が取消理由を通知する際に特許権者へ通知される。

2. 3 取消理由通知

合議体によって審理がされ、特許を取り消すべき理由がないときは2. 7のとおり特許を維持すべき旨の決定（以下、「維持決定」という。）がされる。一方、特許を取り消すべきと判断されたときは、特許権者に取消理由が通知され、相当の期間が指定され、意見書の提出及び訂正の機会が与えられる（特§120の5）。また、特許権者が早期に決定を得ることを望むときは取消理由通知（決定の予告）（2. 6参照）を希望しない旨を当該意見書に記載すれば、取消理由通知（決定の予告）は行われない。

2. 4 特許権者からの訂正の請求

(1) 訂正の請求の対象

特許権者は、取消理由通知において指定された意見書の提出期間内において、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（以下、「明細書等」という。）の訂正を請求することができる（特§120の5②）。これは、無効審判と同

様に、特許異議の申立てが係属してからその決定が確定するまでの間は訂正審判を請求することはできない(特§126②)とされたことを受けて特許異議申立事件の中で訂正請求ができるようにしたものである。

1) 請求項の訂正

訂正審判と同様、二以上の請求項に係る特許に対する特許異議の申立てについては、請求項ごと又は一群の請求項(一の請求項の記載を他の請求項が引用するような関係等がある請求項。なお、その関係は訂正後のもので判断する。)ごとに訂正の請求をすることができ、また、特許異議の申立てがされていない請求項についても訂正することができる。

一方、決定の確定範囲(2.7参照)との関係から特許異議の申立てが請求項ごとにされたときは、請求項ごとに訂正の請求をしなければならず(特§120の5③)、訂正する請求項の中に、一群の請求項があるときは、当該一群の請求項ごとに訂正の請求をしなければならない。

2) 明細書又は図面の訂正

明細書又は図面の訂正が複数の請求項に係る発明に係る場合には、訂正後の明細書又は図面を基準として、当該訂正後の明細書又は図面に係る請求項(又は一群の請求項)の全てを訂正の請求の対象としなければならない。

一方、いずれの請求項にも直接関係しない明細書又は図面の訂正については、当該請求項に係るものとして取り扱われる。この場合には、特許権全体について訂正を請求する必要があり、特許異議の申立てが請求項ごとになされている場合には、全請求項について訂正を請求する必要がある。

(2) 訂正の請求ができる期間・手数料

訂正の請求できる期間は、取消理由通知において指定された意見書の提出期間内とされており、この期間外にされた訂正の請求については、

弁明書提出の機会が与えられた後、審判長により、決定をもって却下される(特§120の8①→§133の2)。

訂正請求の手数料は、49,500円に、訂正する請求項数に関係なく、登録原簿に記載された請求項の数に5,500円をかけた額を加えた額である。

(3) 訂正要件

訂正が認められる要件は、特許無効審判における訂正の請求と同様である(特§120の5②ただし書各号、及び特§120の5⑨→特§126⑤⑥⑦)。これらの要件を満たさない場合には訂正拒絶理由が通知される。

《訂正要件》

①訂正の目的(特§120の5②)

- a 特許請求の範囲の減縮
- b 誤記又は誤訳の訂正
- c 明瞭でない記載の釈明
- d 請求項間の引用関係の解消

②新規事項追加の禁止(特§120の5⑨→§126⑤)

③特許請求の範囲の実質拡張・変更禁止(特§120の5⑨→§126⑥)

④独立特許要件(特許異議の申立てがされていない請求項に係るものであって、特許請求の範囲の減縮又は誤記・誤訳の訂正を目的とするものに限る(特§120の5⑨→§126⑦)。)

(4) 複数回の訂正の請求

一の特許異議申立事件において複数回の訂正の請求がされたときは、先にされた訂正の請求は取り下げられたものとみなされる(特§120の5⑦)。

(5) 訂正の請求についての補正、取下げ

訂正請求書の補正は、その要旨を変更しない

限りすることができる（特§120の5⑨→§131の2①）。しかしながら、訂正請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲又は図面は、訂正請求できる期間及び訂正拒絶理由通知において指定された意見書を提出する期間に限られる（特§17の5①）。

また、訂正の請求の取下げは、上記訂正明細書等を補正できる期間に限りすることができる（特§120の5⑧、§17の5①）。この場合、訂正の請求を請求項ごと又は一群の請求項ごとにしたときは、その全ての請求を取り下げなければならない（特§120の5⑧ただし書）が、訂正に係る明細書、特許請求の範囲、図面の補正（特§17の5）により訂正事項を一部削除することで、一部訂正を取りやめることができる。

2. 5 特許権者による意見書又は訂正請求書の提出期間経過後の審理

(1) 意見書も訂正請求書も提出されない場合の審理

取消理由通知に対し、意見書も訂正請求書も提出がない場合は、通知した取消理由に対して意見がなく、さらに後述する取消理由通知（決定の予告）をしたとしても訂正請求書が提出されることが期待できないと考えられるため、取消理由通知（決定の予告）は行われない。

(2) 意見書のみが提出された場合の審理

意見書を参酌しても、なお通知した取消理由により特許を取り消すべきと判断されるときは、原則として、その旨が記載された取消理由通知（決定の予告）が行われ、訂正の機会が与えられる。

他方、通知した取消理由によっては特許を取り消すことができないと判断されたときは、維持決定がされる。

(3) 訂正の請求があった場合の審理

取消理由通知に対して訂正の請求があったときは、特許異議申立人が特許異議申立書において意見書の提出を希望しない旨の申出を行った場合、又は、意見書提出の機会を与える必要がないと認められる特別の事情がある場合を除き（特§120の5⑤ただし書）、特許異議申立人には、相当の期間が指定され、意見書を提出する機会が与えられる（特§120の5⑤）。ここで、効率的な審理の観点から、訂正の請求の内容が実質的な判断に影響を与えるものではない場合等、特許異議申立人に意見を聞く必要のないことが明らかであるときには、特§120の5ただし書の「特別の事情」にあたり、特許異議申立人に意見書を提出する機会是与えられない。特別の事情とは具体的に、訂正が、①訂正拒絶理由に対する応答後も訂正要件に適合しないとき、②誤記の訂正等軽微なとき、③請求項を削除するもののみであるとき、④特許異議の申立てがされていない請求項についてのみされたとき、である。

合議体は、特許異議申立人が提出した意見書の内容を参酌して審理するが、訂正により追加された事項についての見解など、訂正の請求の内容に付随して生じる理由である場合を除き、意見の内容が、実質的に新たな理由及び証拠を提示しているときは、特許異議申立期間が特許掲載公報発行の日から6月以内に制限されている趣旨を踏まえ、これを新たな取消理由としては採用しない。

2. 6 取消理由通知（決定の予告）

(1) 取消理由通知（決定の予告）の概要

特許庁と裁判所との間のキャッチボール現象を防止するため、無効審判と同様、特許異議の申立てが特許庁に係属した時から決定が確定するまでの間は訂正審判の請求が禁止される（特§126②）。すなわち、取消決定の取消訴訟に係

属中は訂正審判の請求をすることができない。そのため、取消理由通知に対する特許権者の応答によっても、なお特許を取り消すべきと判断されたときは、再度特§120の5①に規定する取消理由通知が、特許無効審判における審決の予告に相当する取消理由通知（決定の予告）として行われ、訂正の機会が与えられる運用とする。

取消理由通知（決定の予告）には、決定の予告である旨が明示され、特許権者は、指定期間内に、意見書の提出及び訂正の請求をすることができる（特§120の5①②）。

もっとも、取消理由通知に対し特許権者から何ら応答がないとき又は特許権者から意見書により決定の予告を希望しない旨の申出があるときは、取消理由通知（決定の予告）は行われない。

(2) 取消理由通知（決定の予告）後の審理

1) 訂正の請求がある場合

取消理由通知（決定の予告）に対し、特許権者から訂正の請求があり、特許異議申立人から意見書の提出を希望しない旨の申出がなく、特許異議申立人に対して意見書を提出する機会を与える必要のない特別の事情にもあたらないときは、特許異議申立人には、意見書を提出する機会が与えられる（特§120の5⑤）。

取消理由通知（決定の予告）後における特別の事情としては、前述の「2. 5 (3) 訂正の請求があった場合の審理」で述べた①～④に加え、⑤特許を取り消すべきと合議体が判断した場合、⑥既に特許異議申立人に意見書の提出の機会が与えられている場合であって、訂正請求によって権利が相当程度減縮され、提出された全ての証拠や意見等を踏まえてさらに審理を進めたとしても、特許を維持すべきとの結論になると合議体が判断したときである。

2) 訂正の請求がない場合

特許権者から意見書の提出があるときには、その内容が検討され、取消理由通知（決定の予

告）の理由により特許を取り消すべきと判断されるときには、取消理由通知（決定の予告）に記載された内容により取消決定がされる。

基本的には、取消理由通知（決定の予告）に記載された内容が決定に記載されるが、誤記の訂正や取消理由通知（決定の予告）後に出された特許権者からの意見書等への言及が、必要に応じてされる。

2. 7 特許異議の申立てについての決定

特許異議が申し立てられている全ての請求項について、請求項ごとに特許を取り消すか又は維持するかが一つの決定に示される。

また、複数の特許異議の申立てがあり、審理が併合されたときは、併合された申立ての全ての請求項について特許を取り消すか又は維持するかが一つの決定により示される。

(1) 決定の理由

取消決定においては、その理由中に、取消理由通知（決定の予告の取消理由通知を行ったときは、当該取消理由通知）に記載された理由のうち、その根拠となる全ての取消理由が記載される。なお、取消理由通知（決定の予告の取消理由通知がされたときは当該取消理由通知）に記載されなかった理由は採用されない。

取消理由を通知することなく維持決定をするときは、特許異議の申立ての理由によっては特許が取り消されない理由が、特許異議の申立てについての決定の理由中に記載される。

これに対し、取消理由通知又は取消理由通知（決定の予告）をした後に維持決定をするときは、これらの取消理由通知に記載された取消理由によっては特許が取り消されない理由が、決定の理由中に記載される。

訂正の請求があるときは、その認否についての理由も記載される。

(2) 決定の確定と取消決定の効果

1) 決定の確定

特許異議の申立てについての決定は、取消決定がされた場合には出訴期間の経過により、維持決定がされた場合には決定の謄本の送達により、確定する。

特許異議の申立ては事件ごとに確定するが、請求項ごとに特許異議の申立てがされた場合であって、①一群の請求項ごとに訂正の請求がされたときには当該一群の請求項ごとに、②請求項ごとに訂正の請求がされたとき又は訂正の請求がなかったときには当該請求項ごとに、確定する(特§120の7)。

2) 取消決定の効果

取消決定が確定したときは、特許権は初めから存在しなかったものとみなされる(特§114③)。また、一部の請求項に係る特許の取消しが確定したときは、当該請求項に係る特許権は、初めから存在しなかったものとみなされる(特§185)。

なお、特許無効審判は、その審決が確定したときは、当事者及び参加人は、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができない(特§167)と規定されているが、特許異議の申立てには同様の規定は設けられていないため、決定は他の申立てや無効審判の請求を拘束しない。

3) 決定に対する不服申立て

取消決定に対しては、特許権者、参加人又は特許異議の申立てについての審理に参加を申請してその申請を拒否された者が、特許庁長官を被告として、東京高等裁判所(知的財産高等裁判所)に訴えを提起することができる(特§178①, §179)。なお、維持決定に対しては、特許異議申立人は不服を申し立てることができない(特§114⑤)。

2. 8 指定期間

特許異議の申立てにおいて、審判長が指定する期間(指定期間)について、標準的な指定期間(標準指定期間)は以下のとおりである。

(1) 取消理由通知(決定の予告として行うものを含む)に対する特許権者の意見書の提出期間(特§120の5①)は国内居住者の場合は60日、在外者の場合は90日である。

(2) 特許権者の訂正請求に対する特許異議申立人の意見書の提出期間(特§120の5⑤)は国内居住者の場合は30日、在外者の場合は50日である。

(3) 訂正拒絶理由通知に対する特許権者の意見書の提出期間(特§120の5⑥)は国内居住者の場合は30日、在外者の場合は50日である。

3. 特許異議の申立てと他の審判との関係

3. 1 特許異議の申立てと特許無効審判が同時係属した場合の審理

特許異議の申立てと特許無効審判とは、種類の異なる事件であることから、両者が同時係属したときは、審理は併合されず、原則、特許異議の申立てについての審理は中止され(特§120の8①→§168①)、特許無効審判が優先して審理される。そして、特許無効審判の審決の確定を待って、特許異議の申立てについての審理が再開される。

無効審判を優先することを原則とした理由は、①特許無効審判は、侵害事件等特許紛争に関連して請求される場合が多く、紛争の早期解決の観点から、迅速な審理が求められること、②無効審判請求人は、特許異議の申立てをすることなく、当事者系手続による紛争解決を求めて特許無効審判を請求し、審決の結論によっては訴訟により争う可能性を想定した上で特許無

効審判を選択していると考えられ、当該無効審判請求人の意思を尊重すべきであることなどによる。

ただし、①既に特許異議の申立ての審理が相当程度進行しており、早期に特許異議の申立てについての決定ができるとき、②特許異議の申立てに係る証拠が、特許無効審判に係る証拠よりも、明らかに証明力が高いものであり、特許異議の申立てを優先して審理することが、当該特許権についての紛争の迅速な解決に資すると考えられるときは、例外的に特許異議の申立てが優先して審理される。

このように例外的に特許異議の申立てが優先して審理する場合は、特許異議の申立てについての決定の確定を待って無効審判の審理が再開される。

3. 2 特許異議の申立てと訂正審判が同時係属した場合の審理

特許異議の申立てと訂正審判とが同時係属したときは、特許異議の申立てについての審理に際し、既に訂正審判が請求されている場合であっても、特許異議の申立てにおける取消理由通知に対して、改めて訂正の請求ができることから、原則として、特許異議の申立ての審理が優先される。

ただし、既に訂正審判の審理が相当程度進行していて、早期に審決ができるときには、例外的に、訂正審判の審理が優先される。

4. 無効審判における請求人適格

特許無効審判は、特許法等改正法施行までは、原則として「何人も」請求できるものと規定されていたが（平成26年改正前特 § 123②）、今般、特許異議申立制度が創設されたことに伴い、原則として「利害関係人」のみが請求することができるものと規定された（平成26年改正後特 § 123②）。

なお、例外的に、共同出願違反（特 § 123①二）及び冒認出願（特 § 123①六）を理由とする場合の特許無効審判は、「特許を受ける権利を有する者」に限り請求をすることができ、この点は従前と変わらない（特 § 123②かっこ書）。

4. 1 特許無効審判における利害関係人

特許無効審判における利害関係人とは、当該特許権等の存在によって、法律上の利益や、その権利に対する法的地位に直接の影響を受けるか、又は受ける可能性のある者をいう。

利害関係人としては、主に以下の具体例が挙げられる。ただし、これらはあくまで例示であり、利害関係を有するか否かは個別事件毎に判断される。

また、以下に掲げる具体例に該当するような場合であっても、当該特許権等について紛争の和解が成立した者については、和解の内容により、利害関係を有するとは認められない場合がある。

《利害関係人の具体例》

- ①当該特許発明と同一である発明を実施しているか、過去に実施していた者
- ②当該特許発明を将来実施する可能性を有する者
- ③当該特許権に係る製品・方法と同種の製品・方法の製造・販売・使用等の事業を行っている者
- ④当該特許権の専用実施権者、通常実施権者
- ⑤当該特許権について、訴訟関係にあるか、過去に訴訟関係にあった者、もしくは警告を受けた者
- ⑥当該特許発明に関し、特許を受ける権利を有する者

なお、特許異議申立人については、特許を維持すべき旨の決定がされたことのみで特許無効

審判の請求人適格が認められるわけではなく、別途、その有無が判断される。

4. 2 特許無効審判における利害関係の審理

被請求人が利害関係について争う場合であっても、合議体において請求人が利害関係を有することが明らかであるときは、請求人に釈明が求められることなく、審理は進められる。

他方、被請求人が利害関係について争う場合であって、請求人の利害関係が明らかでないときは、合議体から、請求人に対し、利害関係の有無について釈明が求められる。例えば、被請求人が利害関係について争う旨を主張する答弁書を請求人に送達し、請求人に弁駁書等の提出を求め、その上で、当事者の主張によっても、なお利害関係に疑義があるときは、さらに審尋等が行われ、職権で利害関係について調査される。

また、被請求人が利害関係について争わない場合は、合議体は、請求人に釈明を求めることなく審理を進める。ただし、請求人が利害関係を有しないことが合議体において明らかであるときは、合議体は、請求人に利害関係の釈明を求める。

調査の結果、請求人が利害関係を有すると認められないときは、当該審判請求は不適法であり、当該審判請求は審決をもって却下される(特§135)。

5. おわりに

本稿では、特許異議申立制度の概要や実務上の留意点等を紹介した。今後ユーザーの皆様が

特許異議申立制度を利用されるにあたり、実務を行う上での一助となれば、幸いである。また、特許異議申立制度が活用され、早期に特許の安定化を図られることを期待したい。

なお、特許庁審判部では、特許異議申立書など書類の記載方法や手続の詳細をまとめた「特許異議申立制度の実務の手引」⁶⁾や審判実務をまとめた「審判便覧(第15版)」⁷⁾を公表しているため、必要に応じて参照いただきたい。

注 記

- 1) 平成26年5月14日公布。法律条文等は以下URLを参照。
http://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/tokkyohoutou_kaiei_260514.htm (参照日:2015.2.27)
- 2) http://www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/toushintou/pdf/tokkyo_bukai_houkokul/houkoku.pdf (参照日:2015.2.27)
- 3) 条文の略称は、例えば、特許法第113条第2項第3号を「特§113②三」とする。以下同じ。
- 4) 在外者には特許管理人へ、その他の場合は特許権者と特許権設定登録時の代理人に通知される。特許異議申立事件に関する代理権の委任状が特許庁に提出されていない場合に、特許異議申立書の副本を代理人が受領するには特許庁に対し委任状の提出が必要となる。
- 5) 特許法第120条の8第1項で準用する同法第135条を意味する。以下同じ。
- 6) <http://www.jpo.go.jp/shiryuu/kijun/kijun2/igitebiki.htm> (参照日:2015.2.27)
- 7) http://www.jpo.go.jp/shiryuu/kijun/kijun2/sinpan-binran_15kouhyou.htm (参照日:2015.2.27)

(原稿受領日 2015年2月17日)